

第 107 回淡路市議会定例会提出議案の概要説明書

1 条例制定 15件
 (1) 制定条例 1件

議案等番号	件名	所管課																																																					
議案第63号	<p>○ 淡路市生穂・佐野地域活性化施設の設置及び管理に関する条例制定の件</p> <p>野田尾及び興隆寺地域に整備する市民農園交流施設、滞在型市民農園施設及び野営場について、生穂・佐野地域活性化施設として、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、公の施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める条例を新たに制定する。</p> <p>(1) 生穂・佐野地域活性化施設の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野田尾地域市民農園交流施設</td> <td>淡路市野田尾627番地5</td> </tr> <tr> <td>野田尾地域滞在型市民農園施設</td> <td>淡路市野田尾731番地</td> </tr> <tr> <td>興隆寺地域滞在型市民農園施設</td> <td>淡路市興隆寺360番地</td> </tr> <tr> <td>興隆寺野営場</td> <td>淡路市興隆寺115番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 利用許可施設及び使用料の額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 30%;">施設</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 40%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">野田尾地域市民農園交流施設</td> <td>(管理事務所)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>農水産物加工作業室</td> <td>1時間</td> <td>620円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>1時間</td> <td>620円</td> </tr> <tr> <td>交流スペース</td> <td>1㎡当たり</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">野田尾地域滞在型市民農園施設(クラインガルテン野田尾)</td> <td>1区画</td> <td>年額 492,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">興隆寺地域滞在型市民農園施設(興隆寺ヴィレッジファーマーズハウス)</td> <td>1区画</td> <td>年額1,008,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">興隆寺野営場(興隆寺)</td> <td>(管理棟)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(サニタリー棟)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>キャンプサイト(全15区画)(定員4人)</td> <td>宿泊 1区画</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>日帰り 1区画</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">コインシャワー</td> <td>10分</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 施行期日 令和6年4月1日</p>	名称	位置	野田尾地域市民農園交流施設	淡路市野田尾627番地5	野田尾地域滞在型市民農園施設	淡路市野田尾731番地	興隆寺地域滞在型市民農園施設	淡路市興隆寺360番地	興隆寺野営場	淡路市興隆寺115番地1	区分	施設	単位	使用料	野田尾地域市民農園交流施設	(管理事務所)	—	—	農水産物加工作業室	1時間	620円	調理室	1時間	620円	交流スペース	1㎡当たり	30円	野田尾地域滞在型市民農園施設(クラインガルテン野田尾)		1区画	年額 492,000円	興隆寺地域滞在型市民農園施設(興隆寺ヴィレッジファーマーズハウス)		1区画	年額1,008,000円	興隆寺野営場(興隆寺)	(管理棟)	—	—	(サニタリー棟)	—	—	キャンプサイト(全15区画)(定員4人)	宿泊 1区画	5,000円			日帰り 1区画	3,000円	コインシャワー		10分	300円	農林水産課
名称	位置																																																						
野田尾地域市民農園交流施設	淡路市野田尾627番地5																																																						
野田尾地域滞在型市民農園施設	淡路市野田尾731番地																																																						
興隆寺地域滞在型市民農園施設	淡路市興隆寺360番地																																																						
興隆寺野営場	淡路市興隆寺115番地1																																																						
区分	施設	単位	使用料																																																				
野田尾地域市民農園交流施設	(管理事務所)	—	—																																																				
	農水産物加工作業室	1時間	620円																																																				
	調理室	1時間	620円																																																				
	交流スペース	1㎡当たり	30円																																																				
野田尾地域滞在型市民農園施設(クラインガルテン野田尾)		1区画	年額 492,000円																																																				
興隆寺地域滞在型市民農園施設(興隆寺ヴィレッジファーマーズハウス)		1区画	年額1,008,000円																																																				
興隆寺野営場(興隆寺)	(管理棟)	—	—																																																				
	(サニタリー棟)	—	—																																																				
	キャンプサイト(全15区画)(定員4人)	宿泊 1区画	5,000円																																																				
		日帰り 1区画	3,000円																																																				
コインシャワー		10分	300円																																																				

(2) 改正条例 14件

議案等番号	件名	所管課
議案第64号	<p>○ 淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年淡路市条例第43号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>地域の住民、保護者等の意向に的確に対応した教育活動を実施し、信頼される学校づくりを進めるため、「地方教育行政の組織及び運営</p>	学校教育課 総務課

	<p>に関する法律」(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき、学校運営への必要な支援に関する事項を協議する学校運営協議会を、新たに学校ごとに設置することができるよう、学校運営協議会委員の報酬の額について定める。</p> <table border="1" data-bbox="416 338 1177 421"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 338 794 376">区分</th> <th data-bbox="794 338 1177 376">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 376 794 421">学校運営協議会委員</td> <td data-bbox="794 376 1177 421">年額 5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 施行期日 令和6年4月1日</p>	区分	報酬の額	学校運営協議会委員	年額 5,000円	
区分	報酬の額					
学校運営協議会委員	年額 5,000円					
<p>議案第65号</p>	<p>○ 淡路市運動公園の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第246号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>生穂新島運動公園内に整備している屋外で球技(サッカー、ラグビー等)を楽しめる小規模なスポーツ広場について、同公園内の施設として「地方自治法」第244条の2の規定に基づき、新たに多目的広場を設置することに伴い、その利用時間及び使用料に関する事項を定める。</p> <p>(1) 利用時間 ア 4月～ 10月 午前9時～午後8時 イ 11月～翌年の3月 午前9時～午後5時</p> <p>(2) 使用料 ア 市民 1時間につき1,500円 イ 市民外 1時間につき3,000円</p> <p>※ 施行期日等 令和6年3月1日からとし、利用の許可その他当該多目的広場の利用等に関し、必要な経過措置を設ける。</p>	<p>スポーツ 推進課</p>				
<p>議案第66号</p>	<p>○ 淡路市職員の給与に関する条例(平成17年淡路市条例第49号)及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年淡路市条例第7号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>令和5年人事院勧告において、民間給与の支給状況等を踏まえ、国家公務員の給与について、月例給・特別給ともに支給率の引上げをすることが勧告されたことに伴い、同勧告に基づく国家公務員の給与法の改正に準拠して所要の措置を講じる。</p> <p>1 第1条の改正により、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ「100分の5」(暫定再任用職員「100分の2.5」)に引き上げ、及び給料月額を若年層に重点を置いて平均1.1%引き上げる。</p> <p>2 第2条の改正により、第1条で引き上げた支給割合を令和6年度以後は、6月期と12月期が均等になるよう所要の措置を講じる。</p> <p>3 第3条の改正により、上記1と同様に会計年度任用職員の12月期の期末手当を引き上げ、並びに給料月額及び報酬(月額で報酬を定める者に限る。)も引き上げる。ただし、日額又は時間で報酬を定める職員の令和5年4月から12月までに支給する報酬及び期末手当について、特例措置を講じる。</p>	<p>総務課</p>				

	<p>※ 施行期日等 公布の日（第1条の給与の改正規定及び第3条の会計年度任用職員（一部を除き。）の給与及び報酬の改正規定は、令和5年4月1日に遡及適用）。ただし、第2条の令和6年度以後の給与の改正規定については、令和6年4月1日からとする。</p>	
議案第67号	<p>○ 淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年淡路市条例第46号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>議案第66号の改正に伴い、市長等の特別職の特別給の支給割合についても、同様に所要の措置を講じる。</p> <p>1 第1条の改正により、市長、副市長及び教育長の期末手当について、一般職に準じて、期末手当の支給割合を在職期間の区分に応じ、引き上げる。</p> <p>2 第2条の改正により、第1条で引き上げた支給割合を令和6年度以後は、6月期と12月期が均等になるよう所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日等 公布の日（第1条の期末の改正規定は、令和5年12月1日に遡及適用）。ただし、第2条の令和6年度以後の期末の改正規定については、令和6年4月1日からとする。</p>	総務課
議案第68号	<p>○ 淡路市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成17年淡路市条例第51号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律」（令和5年法律第14号）により、本件条例に引用する条項のずれ及び手当の名称変更が生じ、また、「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号）の規定により派遣された職員についても災害派遣手当を支給できるよう、本件条例に所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日 公布の日</p>	総務課
議案第69号	<p>○ 淡路市国民健康保険税条例（平成17年淡路市条例第145号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第31号）及び「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（令和5年政令第243号）が令和6年1月1日から施行する。</p> <p>これらの改正法令により、出産被保険者（国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する出産し、又は出産する予定の被保険者をいう。）に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額について、条例で定めることにより減額をすることができる規定が新設されたことに伴い、国民健康保険税の軽減に関する事項に所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日等 令和6年1月1日。また、国民健康保険税の適</p>	税務課

	用に関し、必要な経過措置を設ける。	
議案第70号	<p>○ 淡路市集会所等の設置及び管理に関する条例（平成21年淡路市条例第50号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>あぜがうち 畦ヶ内会館の建替えにより所在地番に変更が生じたことに伴い、位置に係る規定を整理するとともに、糸谷集会所^{いとだに}についても規定を整理する。</p> <p>※ 施行期日 公布の日</p>	管財課
議案第71号	<p>○ 淡路市印鑑条例（平成17年淡路市条例第17号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）による「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」（平成14年法律第153号）の改正により、個人番号カード（マイナンバーカード）所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載が可能となったことに伴い、印鑑登録証明書について、スマートフォンに搭載された電子証明書を用了コンビニ交付ができるよう所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日 公布の日</p>	市民人権課
議案第72号	<p>○ 淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年淡路市条例第27号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。以下「番号利用法等の一部改正法」という。）が一部の規定を除き、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内（令和6年9月8日まで）において政令で定める日から施行する。</p> <p>この改正法により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）で規定する事務に加え、これに準ずる事務として主務省令で定めるものにおいて、必要な限度で個人番号を利用することができる。</p> <p>また、特定個人情報の提供の制限について、番号法に規定する事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものを「特定個人番号利用事務」と、必要な特定個人情報として主務省令で定めるものを「利用特定個人情報」と、それぞれ整理されたことに伴い、本件条例に所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日 「番号利用法等の一部改正法」附則第1条本文に規定する施行の日</p>	市民人権課
議案第73号	<p>○ 淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件</p>	市民人権課 福祉総務課

	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)で定める要件を満たす、地方公共団体が条例で定める事務(以下「独自利用事務」という。)については、他の地方公共団体や国の行政機関等との情報連携が可能となっている。</p> <p>本市が実施する福祉医療費助成に係る各事業については、この要件を満たすものであり情報連携によって行政事務の効率化や市民の利便性の向上を図るため、本件条例に所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日 公布の日</p>	
議案第74号	<p>○ 淡路市墓地の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第138号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>任意的な制度として、パートナーシップ宣誓制度の導入に伴い、宣誓したパートナーを事実上婚姻と同等の事情にある者と認めるため、市営墓地の使用権について、婚姻と同等のサービスが受けられるよう、本件条例に所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日 令和6年1月1日</p>	生活環境課
議案第75号	<p>○ 淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年淡路市条例第15号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」(令和5年内閣府令第67号)により「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)が改正され、認定こども園に関する認定手続に係る条項を整備するほか、「従うべき基準」である特別利用保育の基準及び特別利用教育の基準について、所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日 公布の日</p>	子育て応援課
議案第76号	<p>○ 淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第198号)及び淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第200号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>任意的な制度として、パートナーシップ宣誓制度の導入に伴い、宣誓したパートナーを事実上婚姻と同等の事情にある者と認めるため、市営住宅及び特定公共賃貸住宅の入居要件について、婚姻と同等のサービスが受けられるよう、本件条例に所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日 令和6年1月1日</p>	都市計画課
議案第77号	<p>○ 淡路市空家等対策協議会条例(平成30年淡路市条例第2号)及び淡路市空家等の適切な管理に関する条例(令和元年淡路市条例第1号)の一部を改正する条例制定の件</p>	都市計画課

	<p>「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」(令和5年法律第50号)が令和5年6月14日に公布され、同日から起算して6か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>この改正法により、周囲に悪影響を及ぼす特定空家等の除去等の更なる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から空家等の有効活用や適正な管理を確保するなど、空き家対策が総合的に強化されている。</p> <p>そのため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号。以下「法」という。)の条項が整理されたことに伴い、関係する条例に所要の措置を講じる。</p> <p>1 第1条の改正により、法を引用する条項を整理する。</p> <p>2 第2条の改正により、特定法定外空家等について、法に規定する措置をとることができるよう規定を整備する。</p> <p>※ 施行期日 公布の日</p>	
--	--	--

2 事件決議 15件

議案等番号	件名	所管課								
議案第78号	<p>○ 淡路市立津名中学校大規模改造工事(第2期)請負変更契約締結の件</p> <p>学校との協議・調整の結果、今後の社会情勢及び教育現場の構造の変化に鑑み、Web会議等に対応できるよう、相談室のOAフロア化工事等の追加、多目的ホールへのマルチモニターの設置並びに教室等の家具類の仕様変更及び追加工事を行う。</p> <p>その他、放送設備の仮設工事及び電話設備等の更新工事の追加並びに一部空調設備の仕様を変更する。</p> <p>(1) 議案番号 議案第48号(令和5年6月19日議決)</p> <p>(2) 当初契約年月日 令和5年6月19日</p> <p>(3) 契約の目的 淡路市立津名中学校大規模改造工事(第2期)</p> <p>(4) 契約金額の変更</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>ア 議決金額(当初)</td> <td>585,970,000円</td> </tr> <tr> <td>イ 第1回変更後金額</td> <td>635,140,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ 当初からの変更金額</td> <td>49,170,000円</td> </tr> <tr> <td>エ 当初からの増減率</td> <td>8.4パーセント</td> </tr> </table> <p>(5) 契約の相手方 常盤興業(株) 取締役 中田忠義</p>	ア 議決金額(当初)	585,970,000円	イ 第1回変更後金額	635,140,000円	ウ 当初からの変更金額	49,170,000円	エ 当初からの増減率	8.4パーセント	教育総務課
ア 議決金額(当初)	585,970,000円									
イ 第1回変更後金額	635,140,000円									
ウ 当初からの変更金額	49,170,000円									
エ 当初からの増減率	8.4パーセント									
議案第79号	<p>○ 財産の処分の件(淡路警察署隣接市有地)</p> <p>明石海峡大橋を眼前に望み、絶好のロケーションに恵まれ、リゾート地としての活用又は商業施設用地など、幅広い用途に適している本件土地について、民間事業者の持つ英知と豊かな創造性と活力により、本件土地が持つ可能性を最大限に引き出し、雇用の創出や定住人口及び交流人口の増加、更には地域活性化に資することを目的として、次のとおり売却する。</p> <p>1 土地の所在地、地目及び面積</p>	管財課								

	<table border="1"> <tr> <th>所在地</th> <th>地目</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> <tr> <td>淡路市岩屋2942番42</td> <td>雑種地</td> <td>787</td> </tr> <tr> <td>淡路市岩屋2942番43</td> <td>雑種地</td> <td>8,330</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>9,117</td> </tr> </table> <p>2 売却価格 120,000,000円 3 契約方法 プロポーザル方式による随意契約 4 契約の相手方 株式会社パソナグループ 代表取締役グループ代表兼社長 南部靖之</p>	所在地	地目	面積 (㎡)	淡路市岩屋2942番42	雑種地	787	淡路市岩屋2942番43	雑種地	8,330	合計	—	9,117	
所在地	地目	面積 (㎡)												
淡路市岩屋2942番42	雑種地	787												
淡路市岩屋2942番43	雑種地	8,330												
合計	—	9,117												
議案第80号	<p>○ 市道生穂津名の郷線道路改良工事(1工区)請負変更契約締結の件</p> <p>当該工事において、高盛土区間における軟弱な土砂を入れ替える必要が生じ、土砂運搬及び残土処分を追加するとともに、伐採木に係る木材の処分量を実績値に変更する。</p> <p>(1) 議案番号 議案第33号(令和4年6月20日議決) (2) 当初契約年月日 令和4年6月20日 (3) 契約の目的 市道生穂津名の郷線道路改良工事(1工区) (4) 契約金額の変更 ア 議決金額(当初) 237,259,000円 イ 第2回変更後金額 285,305,900円 ウ 当初からの変更金額 48,046,900円 エ 当初からの増減率 20.3パーセント (5) 契約相手方 株式会社藤岡組 代表取締役 藤岡淳二</p>	生活環境課												
議案第81号	<p>○ 財産の処分の件(北淡震災記念公園「観光・レクリエーション施設」)</p> <p>淡路市北淡震災記念公園の観光・レクリエーション施設について、民間事業者の持つ英知と活力により豊かな創造性を発揮し、雇用の創出と定住人口、交流人口の増加、更に地域創生に資することを目的として、次のとおり売却する。</p> <p>1 施設の構造、種類及び床面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構造</th> <th>種類</th> <th>床面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート造陸屋根2階建</td> <td>店舗</td> <td>959.87</td> </tr> <tr> <td>軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建</td> <td>物置</td> <td>25.96</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>985.83</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 売却価格 23,404,000円 3 契約方法 プロポーザル方式による随意契約 4 契約の相手方 神姫バス株式会社 代表取締役社長 長尾真</p>	構造	種類	床面積 (㎡)	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	店舗	959.87	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	物置	25.96	合計	—	985.83	商工観光課
構造	種類	床面積 (㎡)												
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	店舗	959.87												
軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	物置	25.96												
合計	—	985.83												
議案第82号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件(平成17年淡路市条例第177号「一宮高山農業研修所」)</p> <p>1 施設名等 一宮高山農業研修所 淡路市高山乙198番地7 2 指定管理者 高山町内会 会長 繁森寛文 3 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日 4 選定方法 非公募 5年間</p>	一宮事務所 市民窓口課												

議案第 8 3 号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件(平成21年淡路市条例第50号「集会所等「尾崎会館」、「郡家会館」、「糸谷集会所」)</p> <p>1 尾崎会館 淡路市尾崎1624番地2 (1) 指定管理者 尾崎地区町内会 代表者 会長 上田満洋 (2) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日 (3) 選定方法 非公募 5年間</p> <p>2 郡家会館 淡路市郡家117番地1 (1) 指定管理者 郡家地区町内会 代表者 会長 小坂光由 (2) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日 (3) 選定方法 非公募 5年間</p> <p>3 糸谷集会所 淡路市多賀2462番地2 (1) 指定管理者 糸谷町内会 会長 小原留美 (2) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日 (3) 選定方法 非公募 5年間</p>	一宮事務所 市民窓口課
議案第 8 4 号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件(平成21年淡路市条例第165号「婦人の家」)</p> <p>1 施設名等 婦人の家 淡路市大磯10番地 2 指定管理者 大磯町内会 会長 谷池祥通 3 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日 4 選定方法 非公募 5年間</p>	東浦事務所 市民窓口課
議案第 8 5 号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件(平成17年淡路市条例第139号「斎苑 緑風の里」)</p> <p>1 施設名等 斎苑 緑風の里 淡路市野田尾252番地2 2 指定管理者 株式会社五輪^{ごりん} 代表取締役 宮本岳司朗 3 指定期間 令和6年7月1日～令和11年3月31日 4 選定方法 公募 4年9か月間</p>	生活環境課
議案第 8 6 号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件(平成17年淡路市条例第27号「北淡震災記念公園「野島断層保存館」、「セミナーハウス」、「震災体験館」、「公園緑地広場等」)</p> <p>1 施設名等 北淡震災記念公園「野島断層保存館」、「セミナーハウス」、「震災体験館」、「公園緑地広場等」 淡路市小倉173番地1 2 指定管理者 株式会社ほくだん 代表取締役 米山正幸 3 指定期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日 4 選定方法 非公募 3年間</p>	商工観光課
議案第 8 7 号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件(平成17年淡路市条例第150号「津名産地直売所」)</p> <p>1 施設名等 津名産地直売所 淡路市中田4139番地4 2 指定管理者 株式会社淡山海^{あわさんかい} 代表取締役 柴田浩典 3 指定期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日 4 選定方法 公募 3年間</p>	商工観光課

議案第 88 号	○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件(平成17年淡路市条例第101号「岩屋温浴施設」) 1 施設名等 岩屋温浴施設 淡路市岩屋3570番地77 2 指定管理者 株式会社キャトルセゾン松帆 代表取締役 岸本保 3 指定期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日 4 選定方法 非公募 3年間	商工観光課
議案第 89 号	○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件(平成29年淡路市条例第14号「香りの公園」) 1 施設名等 香りの公園 淡路市多賀530番地1 2 指定管理者 株式会社淡路島パルシェ 代表取締役 石井廣志 3 指定期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日 4 選定方法 非公募 3年間	商工観光課
議案第 90 号	○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件(平成17年淡路市条例第167号「東浦農林漁家高齢者センター」) 1 施設名等 東浦農林漁家高齢者センター 淡路市浦623番地 2 指定管理者 東浦手づくり加工グループ 昆陽隆子 3 指定期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日 4 選定方法 公募 3年間	農林水産課
議案第 91 号	○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件(平成17年淡路市条例第205号「仮屋漁港駐車場」) 1 施設名等 仮屋漁港駐車場 淡路市仮屋漁港内 2 指定管理者 仮屋漁業協同組合 代表理事組合長 相田欽司 3 指定期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日 4 選定方法 非公募 3年間	農林水産課
議案第 92 号	○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件(令和3年淡路市条例第11号「ジビエ処理加工施設」) 1 施設名等 ジビエ処理加工施設 淡路市興隆寺940番地1 2 指定管理者 合同会社興隆寺 代表社員 藤岡淳二 3 指定期間 令和6年4月1日～令和16年3月31日 4 選定方法 非公募 10年間	農林水産課

3 予 算 4 件
(1) 補正予算 4 件

議案等番号	件 名	所管課
議案第 93 号	○ 令和5年度淡路市一般会計補正予算(第7号) 補正額 24億7,710万円余 補正後の予算額 400億8,590万円余 繰越明許費補正 追加2件 債務負担行為補正 追加1件 地方債補正 変更5件	財 政 課
議案第 94 号	○ 令和5年度淡路市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	福 祉 総 務 課

	(事業勘定) 補正額 3億4,210万円余 補正後の予算額 60億8,150万円余 (直営診療施設勘定) 補正額 120万円 補正後の予算額 1億3,470万円	
議案第95号	○ 令和5年度淡路市介護保険特別会計補正予算(第2号) (保険事業勘定) 補正額 110万円 補正後の予算額 56億2,040万円余 (サービス事業勘定) 補正額 280万円 補正後の予算額 1億1,830万円	長寿介護課
議案第96号	○ 令和5年度淡路市下水道事業会計補正予算(第1号) (収益的収支) 支出 補正予算額 100万円余 補正後の予算額 23億6,070万円余 (資本的収支) 収入 補正予算額 100万円余 補正後の予算額 17億9,810万円余 支出 補正予算額 10万円余 補正後の予算額 25億4,900万円余	下水道課

4 諮 問 1件

議案等番号	件 名	所管課
諮問第5号	○ 人権擁護委員候補者の推薦に関する件 岨和正委員の任期満了(令和3年4月1日から令和6年3月31日まで)による後任委員候補者の推薦 ※ 後任委員の任期は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間	市民人権課

5 報 告 1件

議案等番号	件 名	所管課
報告第13号	○ 専決処分した事件の報告について(市道生穂津名の郷線道路改良工事(2工区)請負変更契約の締結)	生活環境課